

# 第 7 回

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

## 会 議 録

(平成16年3月29日)

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

第7回 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会会議録

1. と き 平成16年3月29日(月曜日) 13:27~14:39

2. ところ 函館国際ホテル

3. 出席者

(1) 会長 函館市長 井上博司

(2) 副会長 戸井町長 吉澤慶昭 恵山町長 工藤篤  
椴法華村長 船木英秀 南茅部町長 飯田満

(3) 出席委員(36名)

(函館市)

西尾正範  
福島恭二  
岩谷正信  
小野沢猛史  
泉清治  
佐藤幸太郎  
山鼻節郎

(戸井町)

伊藤修  
吉田崇仁  
境樹弥  
吉田悦也  
砂子賢己  
館山澄子

(恵山町)

石田徹也  
斉藤明男  
依田邦男  
二木進  
藤原靖孝  
斉藤賢三

(椴法華村)

大津廣  
田中孝司  
中市敏樹  
佐々木孫一  
佐々木正俊  
佐々木範子

(南茅部町)

細井徹  
杉林幸弘  
樋口廣文  
関根弘  
熊谷儀一

(共通委員)

星井英人  
金山正智

河合裕秋  
小川常明

長野章  
渡部正一郎

#### 4 . 説明員

函館市・戸井町・恵山町・榎法華村・南茅部町合併協議会事務局

事 務 局 長      近 江 茂 樹

事 務 局 次 長      梅 田 誠 治

---

会議に付した事件

(協議事項)

- 協議第 1号 議会の議員の定数および任期について
  - 協議第 2号 町字名の取扱いについて(継続協議)
  - 協議第 3号 5市町村建設計画(継続協議)
  - 協議第 4号 合併の期日について(継続協議)
- 

午後1時27分 開会

川越課長 本日はご多様のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。若干、定刻前でございますけれども、早速始めさせていただきたいと存じます。

まず、開会に当たりまして、本協議会の会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。  
井上会長、よろしく願いいたします。

井上会長 それでは、協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本日は、第7回目の協議会でございますが、いよいよ今回ご提案する事項をもちまして、協議項目すべてにわたりまして皆様にご協議をいただくこととなります。振り返ってみますと、昨年の9月にこの5町村の合併協議会を立ち上げて以来、本日まで35項目の多きにわたる協議項目につきまして、膨大な資料のもと精力的にご協議をいただき、本日を迎えることができました。そういう意味では、今回は一つの節目となる協議会になるわけでございます。これまでの協議内容をお互いに十分納得した上で、皆様とともに協議会全般にわたり確認を行って、来月予定をしております合併の調印に向けて進めてまいりたいと考えております。

ご承知と思っておりますけれども、道内におきましては当地域のように順調に協議が進んでいる地域は少ない、そのように認識をいたしておりますが、これはひとえに委員の皆様が心を一つをして地域の将来を真剣に考えていただいた中で、慎重かつ迅速にご協議された成果であると心より感謝を申し上げる次第でございます。どうか本日は、意義のある重要な協議会でございますことから、残りの協議事項につきまして、より一層ご熱心なご協議のほどをお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

川越課長 会長、どうもありがとうございました。

それでは、これからの進行につきましては、協議会規約第9条第2項の規定により、井

上会長にお願いしたいと存じます。

井上会長、よろしく願いいたします。

井上会長 それでは、ただいまから第7回函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会を開催いたします。

最初に、会議録署名委員の選任についてでございます。本日の署名委員は、戸井町議会議員の境委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いを申し上げます。

それでは、早速本日の協議事項に入りたいと思います。

協議第1号 議会の議員の定数および任期についてをお諮りをいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

近江事務局長 それでは、協議第1号 議会の議員の定数および任期につきまして、調整方針案を読み上げさせていただきます。

「1 戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第2号の規定を適用し、引き続き函館市の議会の議員として在任するものとする。

2 合併後、最初に行われる一般選挙においては、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される函館市の議会の議員の任期に相当する期間について、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町を区域とする選挙区を設け、函館市の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に人口比率を乗じて得た数各1名を、函館市の旧定数に加えた数をもって函館市の議会の議員の定数とするものとする。」としてございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

次ページの調整の具体的な内容につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。

次の5市町村議会の状況、これは現在の状況でございます。函館市から南茅部町まで、それぞれ条例定数、それから任期を記載をしております。函館市の任期は、平成19年5月1日まででございます。4町村はそれぞれ平成19年の4月30日までということでございます。

それから、真ん中の表の四角をご覧いただきたいと思います。これは在任特例と定数特例を具体的に示したものでございます。

まず、一番左側の合併から平成19年5月1日までは、ただいま申し上げた1番目の在任特例の部分でございまして、こちらにつきましては、現在の函館市議会議員34人、さらに4町村議会議員50人ということで、合わせて議員定数は84人でございます。こちらが函館市議会議員の残任期間ということで、平成19年5月1日までが在任特例になってございます。

それから、それ以降につきましては定数特例ということで、こちらにつきましては、最初の一般選挙におきましては、5地域ごとに選挙区を設け選挙を実施するものでございます。函館市選出の34人に加えまして、旧4町村にそれぞれ選挙区を設けまして、各1人ずつ選出をし4人ということで、合計で議員定数は38人になってございます。

こちらにつきましては4年間の特例ということで、任期につきましては平成23年5月1日までとなっております。その後につきましては一般選挙ということで、全地域で選挙を実施する形になります。定数につきましては、自治法に定める上限定数内の条例定数ということでございます。

ちなみに、上の方に人口規模に応じまして、上限定数を記載してございます。

さらに2番目の議会の議員の報酬についてでございます。提案内容でございますが、読み上げをさせていただきます。

「議会の議員報酬については、それぞれ現行のとおりとする。」ということで、ご提案を申し上げました。こちらにつきましては、今回の合併の背景であります財政的な要素や、各地域の住民の皆様のご意見などを総合的に勘案をいたしまして、現行のとおりとするということでご提案を申し上げさせていただきました。

以上、議会議員の定数および任期について、ご説明をいたしました。よろしくご協議いただければと思います。

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見をいただくわけですが、その前にお二人の委員からご発言がございまして、順次ご発言をお願いしたいと思います。

まず、戸井町の吉田委員。はい、どうぞ。

吉田委員 合併後の議会の議員の身分については、これまで編入される4町村議会で意見の集約をしながら、函館市を含めた5市町村で協議を重ねてまいりましたが、このたび合併後の住民意見を反映することも考慮しながら、「在任特例および定数特例の適用」ということでまとまったものでございます。

なお、合併後の議員の報酬の額についても合わせて協議をしてきましたが、自らのことでもありますので、この際、第三者に決めていただき、その決定に従うということで整理をし、過日、合併協議会の井上会長に申し入れたところでございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

はい、それでは、引き続いて福島委員お願いいたします。

福島委員 ただいま吉田委員の方から報告がございましたが、私ども函館市議会といたしましても合併後の議会議員の身分について、合併調査特別委員会などで公募によりまして市民の意見を聞く公聴会を開催するなどいたしまして、慎重に検討をしておりますが、最終的には5市町村議会で協議の結果、ただいま提案のとおり「在任特例および定数特例の適用」ということでまとまったものでございますので、どうぞ皆様方におかれましてはよろしくご協議をお願い申し上げたいと思います。

また、合併後の報酬の額については、ただいまもご意見がございましたとおり第三者に委ねることといたしましたけれども、この背景といたしましては財政状況、あるいはまた市民感情も考慮すべきではないかと、そういう意見もありましたので、このこともあわせて申し添えさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま、お二人のご発言がございましたが、これも含めてご理解いただけると思いますが、何かご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

はい、二木委員。

二木委員 二木でございます。本提案について、私からもちょっとご意見を述べさせていただきます。

合併が実現しますと函館市への編入合併と、こういうことになってございまして、そうなりますと4町村が函館市役所の支所になるということから、町村民の方は行政サービスの低下につながるのではないかなという不安を抱いている状況にあると思います。函館市と漁村であります4町村では、さまざまな面で異なる地域事情があって、住民の意識や行政に対する期待が、そしてまた要望も異なっているものが実情であろうと、このように思います。

また、現状の4町村では、住民の生活感覚としても市の役所や議会とは違いまして、地域住民と役場、さらには議員や議会との距離感も近いものがあるのではないかと、こう思っております。

そのような中で、合併当初から町村の議員数が大幅に減ってしまっただけでは、町村民の要望や切なる声が市議会や市役所の行政に届きにくいことになってしまわないかということで、さらなる住民から不安も出てくるように思われます。

したがいまして、一定期間を経過して町村民が自分たちも函館市民なのだとして自然に感じ、そして認識されるようになったときには当然問題も少なくなって、例えば議員数の大幅削減等々これにつきましてはやむを得ないと、このように思いますが、さらに先ほど議会の議員報酬については、それぞれ現行のとおりとするというような提案もございまして、報酬が現状よりも大きく支出増にはならないのであれば、ある一定の期間は、私は提案どおりのこの84名体制でまず行ってほしいと、このように思っております。

よって、私といたしましては、この協議第1号につきましては、賛成をするものでございます。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

前段お話になった点は当然のことでございますが、後段、報酬等についてもご意見をいただいたところでございます。大変ありがとうございます。

そのほかに、どなたかご発言ありますでしょうか。

はい、関根委員。

関根委員 今、二木委員さんの方から出ましたのですけれども、特例はもう既にこのままいくので、報酬はやはり私どもの町民も現行どおりでいいというのが大方の考え方であり、そういう町民が多いと思います。私も同様の考え方であり、報酬は現行のままでいくべきと、そういうことであればよろしいと私は思います。

以上です。

井上会長 はい、ありがとうございます。

同様のご趣旨と受けとめさせていただきます。

そのほか、どなたか。星井委員。

星井委員 青年会議所から来ております星井と申します。

私も今案件の議員の報酬等は、このままの方がより住民の意見も吸い上げられますし、人数にしてもそれから報酬にしてもこのままでいくべきであると思います。あとは、それこそ函館市になりましてからは、さらに細かいサービスの徹底を行えばいいと思います。

以上です。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま、お三方から同様の趣旨のご発言がありましたが、その他の方で発言いらっしやいますでしょうか。

はい、山鼻委員。

山鼻委員 役場がなくなって支所になるために、住民と行政との感覚と申しましょうか、それが薄れるのではないかというふうなご心配のご発言、もっともでございましたが、私は銭亀沢村の出身でございまして、その当時もそのことで随分懇談会のときには意見がございました。慣れるということはすごいもので、文化文明の恩恵に浴そうという銭亀沢村村民の総意が今になって全く函館市民とは変わりません。むしろ旧函館市にまかり通して、こうして胸を張って騒いでいる、そんな住民感情というものは全く函館市民になりきるのでございまして、それは月日の経過によって心配ないと、体験者の1人として申し上げたいと思い、仲良くしていきたいと思えます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

そのほか、ご発言ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 それでは、特にないようでございますので、協議第1号 議会の議員の定数および任期について、報酬の額も含まれてございますが、原案のとおり決定することによるしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 ありがとうございます。

ご異議がないようでございますので、それでは、協議第1号 議会の議員の定数および



任期については、原案のとおり決定をしたいと思います。大変ありがとうございました。

それでは、続きまして、これまでの協議の中で継続協議となっております事項についてお諮りをいたしたいと思います。

まず、協議第2号 町字名の取扱いについて、これをお諮りをいたします。

事務局から説明をお願いします。

はい、事務局どうぞ。

近江事務局長 それでは、協議第2号 町字名の取扱いにつきまして、ご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、第2回の協議会に提案をいたしまして、これまで時間をいただき協議を重ねてまいりました。このたび最終案、最終的な案ということで取りまとめがなされましたので、お諮りをいたしたいと思います。協議第2号、資料の方をご覧いただきたいと思います。調整の具体的な内容につきまして、読み上げさせていただきます。

「現字名を新町名とする。ただし、同一または同一読みの場合は、どちらか一方の字名の前に「新」を付し、新町名とする。」としてございます。4町村にはそれぞれ字名、全部で45ございます。このうち黒く塗りつぶしている部分につきましては重複字名になってございまして、2回目のときには3つの案を皆様にお示しをいたしました。最終的には現在の字名をそれぞれ新しい町名にするということで、戸井町で申しますと、一番上、現字名につきましては戸井町字原木町になってございますが、新町名では函館市原木町という、そういう表現になります。

また、重複している字名につきまして新を付す、どちらか一方に新を付すということで、新たに新を付す町名につきましては、まず戸井町におきまして二見町というところが戸井町と南茅部町（字双見）にそれぞれあり、これは字は違いますが、読み方が同じでございます。こちらにつきましては、戸井町に新をつけて新二見町とするということでございます。

それから、もう一つ戸井町で重複している字名につきましては浜町というところがございます。こちらにつきましては、椴法華村にも同じく浜町がございまして、こちらにつきましては、戸井町はそのまま現字名を使い、椴法華村につきましては新をつけるということで新浜町になってございます。

また、恵山町におきましては、下から3番目に恵山町字恵山というところと、こちらも同様に椴法華村字恵山という二つの重複字名がございましたが、こちらにつきましても協議の結果、恵山町はそのまま恵山町を使うということで、椴法華村につきましては新を付すということで新恵山町という、そういう表現になってございます。

また、椴法華村には八幡町というところ、これは函館市内の八幡町と重複をいたしますが、椴法華村につきましては新たにそちらの方に新を付すということで、函館市新八幡町ということで、このように協議が整いました。

白いところにつきましては、それぞれ重複をしない字名でございまして、現字名がそ

それぞれ新町名に変わるということで、この結果、4町村の戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町につきましては、住所といたしますと表現しないという形で新町名案のとおりで継続協議がまとまりましたので、ご提案を申し上げます。よろしくご協議いただきたいと思います。

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、協議第2号 町字名の取扱いについて、これは継続協議になっておりましたが、すごい時間がかかりましたが、それぞれ協議が整ったということで、ただいまご説明のとおりでございます。何かご発言がございましたら、お願いを申し上げます。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようでございますが、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 ご異議がないようでございます。

それでは、協議第2号 町字名の取扱いについては、原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に協議第3号 5市町村の建設計画。いわゆる合併の計画でございますが、これをお諮りをいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

近江事務局長 それでは、協議第3号 合併建設計画につきまして、事務局次長の梅田よりご説明を申し上げたいと思います。

梅田次長 それでは、建設計画につきまして、ご説明させていただきます。

本計画につきましては、この間各委員の皆様、それと北海道と協議を重ねてまいりまして、一定程度協議が整いましたので、本日お示しさせていただいてございます。主な変更箇所をご説明させていただきますが、始めに表題でございます。これまで5市町村建設計画とさせていただいておりましたが、合併後は一つの地域になると、こういったことで、合併建設計画と変更させていただいてございます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

1ページの2番目、計画の期間でございますが、その部分で「本計画の期間は、合併年度から平成26年度までとする。」ということで変更させていただいてございます。当初は、平成17年度から平成26年度までという表記でございましたが、合併年度におきましても合併補助金を財源とする事業が見込まれますことから、ここの表記を「合併年度から」といった形で変更させていただいております。

それと以下、資料につきましては、なるべく新しい資料ということで変更している箇所もございます。その部分につきましては、4ページをご覧いただきたいと思います。

4番目、人口、世帯数でございますが、その資料の人口および世帯数の推移といたし

まして、一番下の数字を平成16年2月末の数字に変更させていただいております。

それと、8ページをご覧いただきたいと存じます。

基本方針でございます。ここ以降が、いよいよ合併後どういった新たなまちづくりを目指していくのかということで表記しているわけですが、従来ですと8ページ以降の表記につきましては、5市町村ですとか、それぞれ函館市あるいは戸井町、南茅部町と、こういった表記をしている箇所につきましては、5地域あるいは函館地域もしくは4地域とか、そういったそれぞれの個別表記ではなく、合併後の一つの地域としての表記に変えさせていただいております。

次に、24ページをご覧いただきたいと存じます。

項目名が北海道事業の必要性ということで表記してございます。当初は、ここは北海道事業等の推進でございましたが、道との協議を行う中で、こういった形で一定程度協議が整いましたので、北海道事業の必要性ということでタイトル名を変更してございます。

以下、本文につきましても北海道へ要望していく事業として、下記のとおり基本目標別に示したということで、字句の訂正等を行ってございます。

なお、次の25ページ以降、財政計画につきましては、新たに今回の法定協議会でお示しさせていただいておりますので、若干ご説明をさせていただきたいと存じます。

財政計画につきましては、平成17年度から平成26年度までの10カ年について、普通会計ベースでそれぞれ歳入・歳出の各項目ごとに、いろいろな影響を見込み算定してございます。

始めに、歳入の関係でございますが、1点目、地方税、地方譲与税・交付金につきましては、国の試算や現在の社会情勢を踏まえまして、過去の実績等により算定してございます。

2番目の地方交付税でございますが、普通交付税の算定の特例を見込みますとともに、合併に係る交付税措置を見込み算定してございます。

3点目、国・道支出金でございますが、過去の実績等により扶助費の財源を見込みますとともに、建設計画の事業費に係る財源を、国の財政支援を含み算定してございます。

4点目の繰入金につきましては、当面の収支不足に対応するための基金の活用額などを見込み算定してございます。

5点目、地方債につきましては、建設計画の事業費に伴う合併特例債・通常債などを見込み算定してございます。

6点目、分担金及び負担金、使用料・手数料、その他につきましては、過去の実績によりそれぞれ算定してございます。

2番目の歳出につきましては、まず1点目、人件費でございますが、行財政改革や合併による行政の効率化に伴う職員数の削減および特別職の減などを見込み算定してございます。

扶助費につきましては、過去の実績等により算定し、生活保護費等の合併に伴う北海道

からの移管分経費などを見込み算定してございます。

公債費につきましては、地方債の発行見込みに基づき算定してございます。

4点目、普通建設事業費につきましては、建設計画の事業に基づき算定してございます。

(5)といたしまして、物件費・維持補修費、補助費等、繰入金、その他でございますが、これらにつきましては、過去の実績等により算定してございます。

それと、大きな3点目といたしまして、合併準備経費等に係る財源措置といたしまして、合併に伴う電算システムの一元化など、平成16年度における準備経費等について、平成16年度補正予算により、国の財政支援措置、合併市町村補助金などがございますが、を見込み実施することとしてございます。

これらの部分を数字で表しますと、次の26ページの部分、それぞれ歳入、歳出という形になりまして、歳入の部分それと歳出の部分が、それぞれ各平成17年度以降26年度まで同額となっております。うち歳入の部分で繰入金の項目、下から四つ目の欄でございますが、20年度までそれぞれ繰入金が入ってございますが、こういった部分はそれぞれ基金を取り崩して収支のバランスを図っていると、こういった形になってございます。

それと、続きましてお手元に地域別事業計画一覧、ちょっとご覧いただきたいと存じますが、これにつきましては、第5回の法定協議会におきまして建設計画の資料としてお示しさせていただいてございます。これまでの各委員の皆様からのご意見、そういった部分を踏まえながら、若干修正している箇所につきまして、ご説明させていただきます。

まず1点目、1ページをご覧いただきたいと存じますが、そこに前期、後期、総額の右の欄でございますが、それぞれ基本目標別あるいは主要施策別それぞれの金額を前期、後期で表すと、それぞれ記載のとおりでございます。

基本目標の1番目、多様で力強い産業を振興するまちづくり、総額964億円でございますが、前期部分で457億6,300万円、後期部分で506億3,700万円。

以下同様に、2番目の安全で快適な生活環境を充実するまちづくり、10カ年総額で1,430億3,000万円でございますが、前期部分では751億9,400万円、後期部分では678億3,600万円。

基本目標3点目、やさしさとぬくもりのあるまちづくり、10カ年総額が176億円でございますが、前期部分といたしまして96億1,600万円、後期部分といたしまして79億8,400万円。

基本目標4点目、いきいきと学び地域文化を育むまちづくり、10カ年総額では256億円でございますが、前期部分といたしまして164億1,000万円、後期部分といたしまして91億9,000万円。

基本目標の5点目、連携と交流によるまちづくり、10カ年総額が95億円でございますが、前期部分で76億2,700万円、後期部分で18億7,300万円。

この結果といたしまして総合計欄でございますが、10カ年総額2,921億3,000万円の金額。そのうち前期部分では1,546億1,000万円、後期部分といたしま

して1,375億2,000万円ということで、前期、後期の金額の違いについては前期部分に170億円ほど厚くなってございます。

以下、各市町村名を、ここに付きましてもそれぞれ地域ということで記載をさせていただいております。

それと、この間、委員の方からご指摘がありました項目につきまして、若干変更したところをご説明させていただきますが、地域別事業計画一覧の5ページをご覧くださいと存じます。

5ページの(3)交通・情報ネットワーク形成に係りまして、国への要望事業といたしまして津軽海峡横断道路の整備、この部分を掲載させていただいております。

続きまして、さらにお手元にお配りしております資料の合併特例債予定事業をご覧くださいと存じます。

合併特例債予定事業といたしまして、それぞれ事業項目を書いておりますが、これらの事業項目につきましては、合併特例債を財源の一部として見込んでございますが、実施に当たっては、国および北海道と協議を図っていく必要があると、こういったものでございます。ですから、現時点ではなかなかこれがすべて確定をしているというものではございません。

まず一つ目、建設事業に係りましては、区分といたしまして、多様で力強い産業を振興するまちづくり。事業内容といたしまして、水産・海洋関連施設等の整備。これにつきましては、地域別事業計画一覧にそれぞれ掲載してございますが、水産・海洋総合研究センターの90億円あるいは水族館の30億円、こういったものと合わせて120億円の概算事業費のうち特例債として112億1,000万円ほど見込んでございます。

2番目の区分、安全で快適な生活環境を充実するまちづくりの一つ目では、消防施設等の整備を記載してございます。この具体的内容につきましては、消防庁舎の整備あるいは消防無線の統合整備など、これらの概算事業費56億3,000万円のうち47億5,900万円ほど特例債を見込んでございます。

続きまして、防災情報施設の整備につきましては、地域防災無線の整備でございますが、これの概算事業費7億5,000万円のうち、特例債といたしまして7億1,200万円ほど見込んでございます。

次に、地域情報網の整備につきましては、これは光ケーブルの敷設関係の事業でございますが、4億3,000万円の概算事業費に対しまして2億8,500万円ほど特例債を見込んでございます。

区分の3、やさしさとぬくもりのあるまちづくりでございますが、障害者福祉施設の整備。これは函館市内にある障害者福祉施設の整備の関係でございますが、14億3,000万円の概算事業費に対しまして9億200万円ほど特例債を見込んでございます。

区分の4番目、いきいきと学び地域文化を育むまちづくりといたしまして、生涯学習・学校教育施設等の整備といたしまして、概算事業費43億円を見込んでございますが、こ

の内訳的には学校給食センターの整備あるいは地域大学連携・共同研究センターの整備など、そういった部分の金額合計で43億円のうち37億3,700万円ほど特例債を見込んでございます。

次に、区分の5番目、連携と交流によるまちづくりでございますが、地域コミュニティ施設の整備。これは、それぞれの町村にありますコミュニティ施設の新たな整備ということで17億2,000万円のうち13億4,900万円ほど特例債を見込んでございます。

この結果、建設事業に係わりましては、概算事業費262億6,000万円に對しまして、特例債が229億5,400万円といった形で、現時点で見込んでございます。

さらに、これとは別に、基金造成といたしまして下の方に記載してございますが、地域住民の連帯の強化または地域振興のための基金造成40億円を積む予定のものに對しまして、38億円の特例債を見込んでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

井上会長 総合計について説明しないのか。

梅田次長 総合計につきましては、上の建設事業、下の基金造成合わせまして概算事業費が302億6,000万円でございますが、うち特例債といたしましては267億5,400万円見込んでございます。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま5市町村の建設計画、今度は合併建設計画ということで決めさせていただきたいとの説明がありましたが、ご質問、ご意見ございましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようでございますが、これは初回の協議会から、もう何回もご説明してきましたから、ただいま変わった部分のご説明があったということでご理解いただいて、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、ご異議がないというふうに思いますので、この5市町村の建設計画については、原案のとおり決定をさせていただきます。

なお、今後最終的な文言の修正が出る場合は、事務局の方で文言整理をさせていただきますと思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、次に協議第4号に入らせていただきます。合併の期日について、お諮りをいたします。

はい、事務局、説明をお願いします。

近江事務局長 それでは、協議第4号 合併の期日につきまして、これは第2回目、昨年の10月28日に提案をいたしました。そのときの内容としては、まだ協議が始まったばかりであるということで、確定をしていない中でのスタートでもございました。

ということで、その当時としては、合併の期日につきましては、平成16年12月1日を目指すということで今日まで継続協議になってございますが、本日をもちまして35項目すべての提案を終え、また協議が決まってきてございます。改めまして合併の期日につきましては確定をいたしたいということで、変更後につきましては、合併の期日は平成16年12月1日とするということでご提案を申し上げたいと思いますので、よろしくご協議をいただきたいと思います。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明、何かご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いします。よろしゅうございますか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 それでは、特にないようでございますので、合併の期日については変更後の平成16年12月1日ということで決定をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、そのように変更後の日程で決定をさせていただきます。ありがとうございます。

以上をもちまして、本協議会におきますこの協議事項につきまして、35項目すべて協議決定ということになったわけでございます。委員の皆様方に、これまでにご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。改めて厚く御礼を申し上げます。

それでは、ここで一旦休憩をとらせていただきたいと思います。2時25分再開ということにさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

(休憩)

川越課長 それでは、休憩前に引き続き協議をお願いしたいと存じます。

井上会長、よろしく願いいたします。

井上会長 皆様方に休憩中、資料をお配りをしたと思いますが、この資料について事務局から説明をいたさせます。

はい、どうぞ。

近江事務局長 それでは、休憩中、皆様のお手元に資料をお配りさせていただきました。

まず最初に、函館市・戸井町・恵山町・榎法華村・南茅部町合併協議会協議結果ということで4ページもの、第1号から第35号までの資料をお配りいたしておりますが、すべて協議結果をご説明いたしますと長時間にわたりますので、これまでの協議の内容を踏まえ、要約でご説明をさせていただきたいと思います。

まず、この35項目につきましては、大きく基本項目に係わる部分ということで、こちらにつきましては第1号から第6号まで、合併の方式から地域審議会までは、いわゆる合併の基本的な事項ということで、それぞれ方式につきましては編入合併、また期日は先ほ

どご承認をいただきました12月1日とする。市の名称は函館市とする。事務所の位置につきましては、現在の函館市役所の位置とする。また、財産の取扱いにつきましてもすべて函館市に引き継ぐものとするとしてございます。

また6回目では、地域審議会の設置につきましても皆様からご決定をいただいたところでございます。

また、これ以外の部分で比較的時間を要してこれまできた項目といたしまして、第7号の議会議員の定数および任期、それから第13号になりますけれども、町字名の取扱い、同じく第14号の慣行の取扱い、そのほか住民負担に係わる部分では第25号の国民健康保険事業の取扱い、そして一番お終いになりますけれども、第35号の建設計画ということでございます。

議会議員の定数につきましては、本日ご提案を申し上げ、ご決定をいただいたところでございます。

また同じく町字名、第13号になりますけれども、こちら3案のうちからひとつの案を基本として本日お示しをした案で、協議の結果がまとまっております。

また、第14号につきまして慣行の取扱いということで、こちらにつきましても市の鳥などにつきまして、皆様からのご意見をいただきながら、市の制度に統一をするということで、2回目に提案、4回目に決定をみてございます。

それから、第25号の国民健康保険事業の取扱いにつきましては一部不均一ということで、南茅部町の保険料につきましては5カ年で段階的に調整し統一をするということで、決定をみてございます。

それから、第35号の建設計画につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。

そのほか、本協議会でご提案を申し上げまして継続協議となっているもので決定をみたものということで、第21号の福祉事業の取扱い。こちらにつきましては、3回目に提案をいたしまして4回目で決定をみてございます。内容等につきましては、腎機能障害者の取扱いにつきまして継続協議をしたところでございます。

また、第23号保健事業の取扱い。こちらにつきましても4回目に提案をいたしまして、5回目に決定をみてございます。主には人間ドック等の健康診断事業に係わりまして内容が違うということで、周知等の期間をいただきたいということで継続になったところでございます。

また、第30号建設事業の取扱いにつきましては、合併することによりまして町営、村営住宅の使用料が引き上がるということで、こちらにつきましても2回ほどこの協議の期間をいただきまして、6回目に現行のとおりとするということで皆様に再提案をいたしまして、決定をみたところでございます。

そのほか第31号の水道事業の取扱い。こちらにつきましても3回目に提案をいたしまして、4回目に継続で決定をみたところでございます。



以下、それ以外の項目につきましては、概ね行政に係わる部分、一般職の部分、特別職の取扱い、あるいは組織機構、それから条例規則、さらには病院、消防、広報関係等につきましての項目、そして一番市民の方に關心のございます住民サービス、あるいは負担に係わる部分の項目ということで、大きくは五つくらいの区分の中でこの35項目の協議がなされて、本日すべて提案を終えて、協議結果は記載のとおりでございますので、こちらの方を資料としてお出しをいたしました。

それから、もう一点、別紙で合併協定書(案)ということで資料をお出ししてございます。こちらにつきましては、本日の協議結果を今度は合併協定書の中に同様の内容で記載をいたします。4月に入りましてから合併の調印式を行う予定でございますので、合併協定書の中身はこのような形になるということで、案としてお示しをしております。

なお、委員の皆様につきましては、この合併協定書の中で立会人としてご署名をいただくことになってございますので、そちらの方につきましては、一番最後のページに立会人ということで各委員からご署名をいただきたいというふうに考えてございます。後ほど協定の調印式の日程を申し上げますが、4月23日を予定をいたしてございます。

以上が、35項目にかかわる協議結果、それと4月に予定をいたしております合併協定書の内容でございます。

以上、ご報告いたしましたので、よろしくご確認、ご協議願えればと思います。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま説明のありましたとおりでございますして、協議事項35項目、それぞれご協議をいただき、ご了承いただいて決定をしたわけですが、いま一度全体的に何かご発言がございましたら、お願いしたいと思っております。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 慎重に進めてまいりましたから特にはないと思いますが、35項目よろしゅうございますね。確認をさせていただきましたが、よろしゅうございますね。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、そういった確認をさせていただきました。

それから、別冊でお届けしました協定書(案)、4月23日ということでございますが、これもお含みをいただきたいと思っております。

以上で、今日の協議会を終わらせていただきますが、その他で何かご発言ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にはないようでございます。事務局は。

はい、事務局。

近江事務局長 それでは、事務局から何点かご報告あるいは説明をさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございますが、皆様のお手元に資料として北海道知事あての要望書がございます。こちらにつきましては、第3回の協議会におきまして、道からの業務が委譲されることに伴いまして、もろもろ指導・協力あるいは特例措置等のお話が委員の皆様から出まして、本協議会といたしまして協議を終えた時点で、北海道知事あてに要望書を提出をいたしたいということで、案としてお示しをいたしてございます。合併協議会の会長名で知事あてに要望書を提出するというところでございます。

主な内容でございますが、大きくは3点ございます。

まず1点目でございますが、合併の建設計画、これを達成するために北海道事業の実施についての特段のご配慮をいただくということが1点目でございます。あわせて国事業の実施につきましても積極的な働きかけをお願いするということといたしてございます。

また2点目といたしまして、北海道からの業務が委譲される部分についてでございますが、こちらにつきましては、合併後に新たに必要となる業務が円滑に行われるように、指導あるいは協力を含め、総体的な支援をお願いしたいということでございます。

また3点目につきましては、合併に伴いまして北海道の補助制度等が適用外になるものにつきまして、合併による不利益を生じることのないようにということで、特例措置を講ずるなど特段のご配慮をお願いしたいということで、以上3点につきまして、北海道知事へ案のとおりで要望書を提出いたしたいということでございます。

それから、2点目でございます。本協議が終了したことに伴いまして、市町村合併に係る住民説明会を予定してございます。実施日につきましては、4月9日金曜日午後6時半から函館市民会館におきまして、これは5市町村の協議会主催ということで実施をいたしたいというふうに考えてございます。協議会だよりもあわせて配付させていただいておりますが、協議会だよりの一番後ろの方に内容が載っておりますので、改めてご確認願えればと思います。

それから、3点目でございます。ただいま合併協定書の調印のお話をさせていただきました。調印式の予定でございます。4月23日金曜日午前11時からホテル函館ロイヤルで予定をいたしてございます。委員の皆様は立会人としてご署名をいただく予定になってございますので、ぜひ4月23日、合併協定調印式にはご出席をいただきたいと思っております。また改めてそちらの方は、ご案内を差し上げたいと思っております。

最後になりますけれども、第6回の協議会だよりと、それから第6回の同じく会議録の概要版もあわせて資料として配付させていただきました。

事務局からは以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

何か、ただいまの報告に対してご発言がありますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようでございます。このようにお含みをいただきたいと思っております。

それでは、改めまして、これまでの委員の皆様方の大変真剣なご協議に対しまして、心

から厚く御礼を申し上げる次第でございます。誠にありがとうございました。

そしてまた4町村の、この協議会では副会長という立場でご出席をいただきましたが、4町村のそれぞれの町村長さん方にも大変お世話をいただきまして、この席をお借りをいたしまして私から心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、調印式の出席、4月23日11時でございます。ぜひ欠席のないようにご出席をいただきたいと思います。

以上をもちまして、第7回函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会を終了させていただきます。

誠にありがとうございました。

---

午後2時39分 閉 会

以上、第7回函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

会 長 井 上 博 司

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

委 員 境 樹 弥